

⑭要配慮者への対応

- ・ 障害者である児童生徒が一般の避難者と同じ空間で過ごすことに困難が生じることが想定されるため、必要に応じて、障害者である児童生徒及びその家族の避難スペースについて、あらかじめ確保しておくことが重要である。
- ・ 必要に応じて、要介護高齢者、障害者世帯、妊産婦、乳幼児世帯等が個室に入所できるよう、あらかじめ福祉避難室用のスペースについて確保しておくことが重要である。この場合、じゅうたん敷きとしたり、温度調整など個別の対応が可能なものとすることも有効である。
- ・ 生命確保期以降には、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針（平成 25 年 5 月 内閣府男女共同参画局）」に示す女性や乳幼児にとって必要と思われる代表的な以下の物資を備蓄しておくためのスペースや授乳スペースを確保することが重要である。
 - ・ 生理用品（生理用ナプキン（長時間用もあるとよい）、サニタリーショーツ、洗浄綿、おりものシート、中身の見えないゴミ袋）
 - ・ 粉ミルク用品（粉ミルク、アレルギー用ミルク、乳幼児用飲料水、哺乳瓶、哺乳瓶用の消毒剤、湯沸かし器具）
 - ・ 離乳食用品（ベビーフード（アレルギー対応食含む）、スプーン）
 - ・ 紙おむつ用品（小児用紙おむつ、おしりふき、ゴミ袋、乳幼児用着替え、ベビーバス）
 - ・ 抱っこ紐、授乳用ポンチョ、下着（いろいろなサイズ）

⑮医療

- ・ 避難所となる学校施設から、重傷の患者を救急搬送することが考えられるため、あらかじめ救急車両の進入ルートを確認しておくことが重要である。また、救護のためのスペースは、必要に応じて、広いスペースが利用できるよう、あらかじめ確保しておくことが望ましい。

（４）生活確保期から必要な機能

⑯プライバシー

- ・ 生活確保期からは、家族ごとに、一定のプライバシーを保てるよう、間仕切りを設けることが望ましい。スペースに余裕がある場合は、避難所内にテントを設置することで対応することも有効である。なお、間仕切りやテントを設置した場合、冬期の寒さ対策としては一定の効果があるが、風通しが悪くなることに留意する必要がある。

⑰子供

- ・ 生活確保期からは、子供の遊び場や学習スペースを確保することが望ましい。

⑱ ペット

- ・ 避難所となる学校施設は、ペットと共に避難してくる者がいることに、あらかじめ留意しておく必要がある。その場合、鳴き声や臭いなどで他の避難者に負担をかける可能性が高いことから、ペット連れ専用スペースや、ペット置き場の確保を検討することが望ましい。

⑲ 相談・交流

- ・ 生活確保期からは、相談窓口を設置するためのスペースや避難生活が長期化した場合にも心身の健康を確保していくため、喫茶、足湯、集会場等の交流の場の設置について検討することが望ましい。

(5) 各種機能を確保するために必要な機能等

⑳ 備蓄スペース

- ・ 特に生命確保期を乗り切るためには、様々な物資を備蓄しておくことが必要であることから、避難所となる学校施設には、物資の内容や量に応じて、余裕教室がある場合には、それを有効に活用することも含め、備蓄スペースを確保することが重要である。
- ・ 備蓄物資が水害により流されたりしないよう、備蓄スペースは、想定される災害に対して安全な位置に配置することが重要である。また、備蓄の量は市町村が算定する児童生徒数を含めた想定避難者数及び在宅避難者数に応じて確保する必要がある。その際には、災害時を想定した輸送経路を検討した上で庁舎の備蓄スペースからの物資供給やスーパーマーケット等との協定締結により、備蓄によらず物資を確保できるようにすることも考えられる。



避難スペースとなる2階に
設置した体育館に隣接して
備蓄倉庫を確保
(東京都江戸川区立松江小学校)

㉑ 運営のためのスペース

- ・ 避難所の運営に当たっては、職員やボランティアの執務スペースや打ち合わせのスペースを確保する他、生活確保期からは、様々な支援物資が配送されてくることから、搬入、仕分け、保管、配給のためのスペースを確保することが重要である。

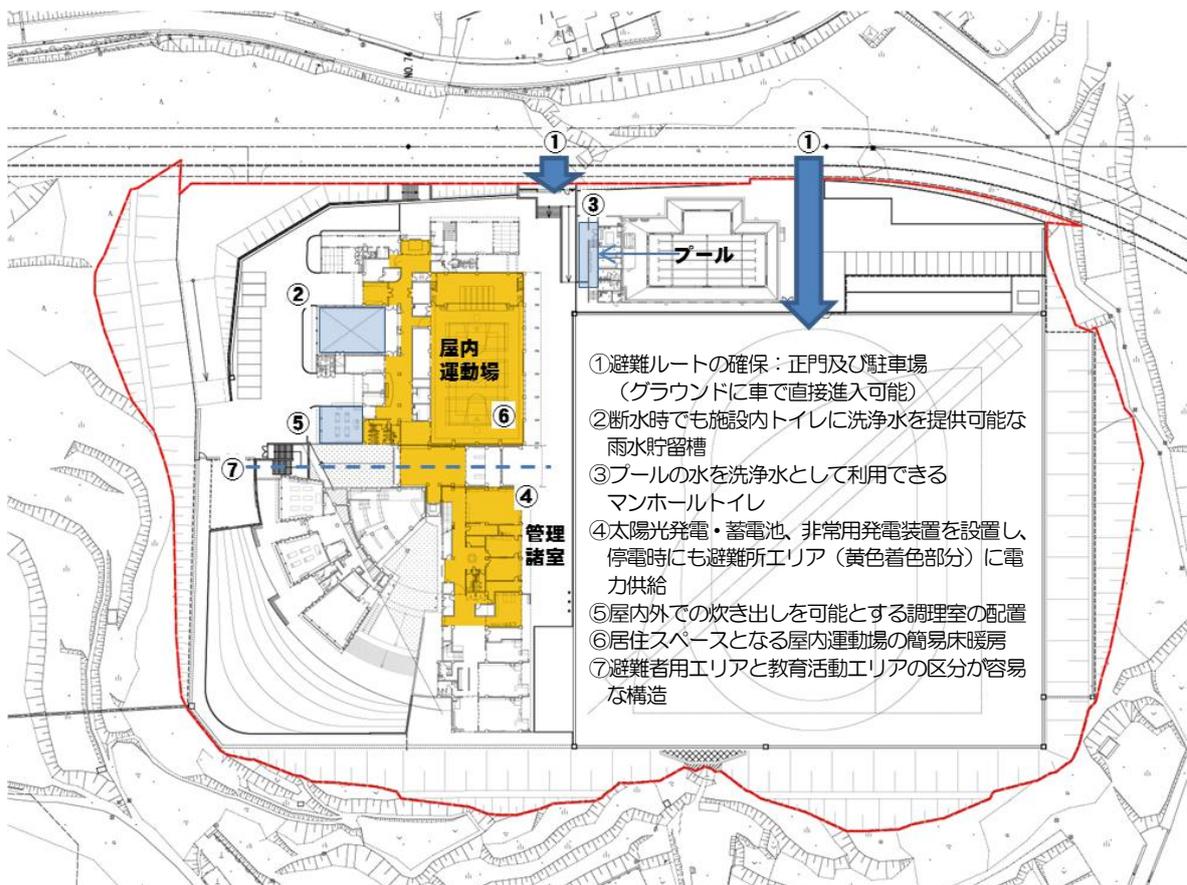
3. 避難所としての活用を想定した学校施設整備の参考事例

■大船渡市立赤崎小学校移転整備計画

(東日本大震災で被災したことから移転整備を検討している事例)

大船渡市で現在検討中の赤崎小学校移転計画においては、通常時の利用に加え、避難所として利用されることも想定し、様々な防災機能の整備や、設計上の工夫を行っているところである(以下の図は、平成25年6月時点の大船渡市資料より作成)。

救命避難期における避難ルートの確保、断水時でも使える施設内トイレやマンホールトイレの設置、太陽光発電や非常用発電装置による電源の確保、居住スペースとなる屋内運動場への簡易床暖房の整備等を計画している。



■新潟県長岡市の取組（既存学校施設の避難所機能強化）

長岡市では、平成 16 年に発生した新潟県中越地震の際の避難所運営の経験から、地域の避難所としての学校施設を実現するため、全ての既存市立学校（85 校）を対象に、平成 17 年度から平成 19 年度、計約 1 億円をかけて避難所対応工事を実施。主な工事内容は以下の通りとなっている。

- ①車いすの避難者が出入りに苦労していたことから、屋内運動場に車いすで出入りできるようなスロープを設置（可能な限り常設、常設が難しい場合は可動式）
- ②足腰の弱った高齢者が和式便器を使い、具合が悪くなった例があったことから、屋内運動場のトイレの和式便器を洋式便器に取替え
- ③引切りなしにかかってくる安否確認の電話への対応等のため、避難所となる屋内運動場と教務室を何度も往復した経験から、屋内運動場に電話配線及びテレビ配線を設置。
- ④断水時にも受水槽から水を出せるよう、受水槽に蛇口を設置
- ⑤都市ガスが復旧する前にも L P ガスで都市ガスのコンロが使えるよう、L P ガスから都市ガスへの変換器を設置する接続口をガス管に設置



①スロープの設置



②洋式便器への取替え



③屋内運動場への電話回線の設置



④受水槽への蛇口の設置



⑤LP ガスから都市ガスへの変換器の取付口

4. 避難所としての学校施設利用計画の策定

(基本的な考え方)

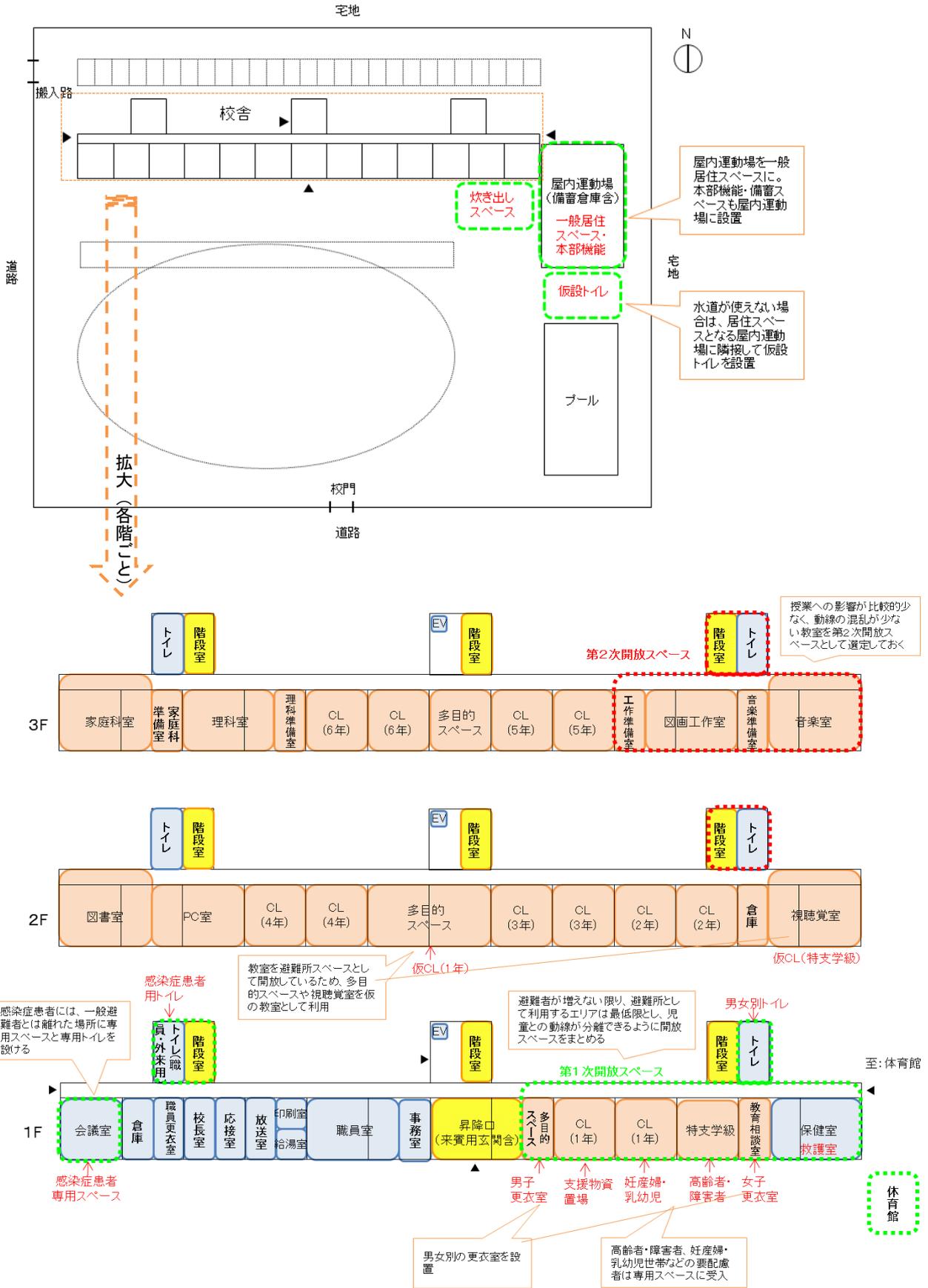
- 避難所となる学校施設において、教育活動を再開することは、児童生徒や地域住民の日常生活を取り戻すきっかけとなり、復旧・復興へつながる第一歩である。
 教育活動を再開するためには、教職員が授業再開のための準備や教育活動に専念できる体制への移行が必要である。このため、その際の避難所運営方法や役割分担について、あらかじめ、学校や防災部局等の関係機関との協議と併せて、避難生活と教育活動が共存する場合に備え、それぞれの動線が交錯しないよう使用するスペースの配置等に配慮した学校施設利用計画を学校が作成する学校保健安全法に基づく危険等発生時対処要領等に位置づけて策定しておくことが重要である。
 避難所としての学校施設利用計画を策定しておくことにより、教育活動の早期再開に向けて、避難所の状況を見ながら、計画的に開放スペースを集約し、必要な教室やグラウンド、学校運営のための管理諸室等を円滑に確保することが可能となる。
- 避難者数が、災害の程度や時間の経過によって増減することを踏まえ、学校施設利用計画には、校舎、屋内運動場、グラウンド等について、避難者の生活や避難所運営に必要なスペース等を設定し、避難者に優先的に開放するスペースの順序づけなどを具体的に定めることが望ましい。また、同計画を当該学校の教職員のみならず、関係機関の担当者や地域住民にも十分に周知しておくことが望ましい。
- なお、実際に災害が発生した場合は、計画策定時には想定していなかった状況となる場合もあることから、本報告書に記載する避難所として使用するスペース等の設定の考え方を踏まえ、臨機応変に対応することが重要である。

(避難所として使用するスペース等の設定)

- 避難者が寝起きする居住スペースは、一般的には屋内運動場や武道場、また、必要に応じて普通教室、特別教室等の利用が想定される。特別教室の利用を検討する際には、転倒や落下の危険性のある家具や備品がないことを確認することが重要である。
- 居住スペースの設定に当たっては、避難者一人当たりの必要な広さ（人が横になるスペースと荷物を保管する場所：おおむね2～3㎡程度）と室内の通路を確保できるよう計画し、各室における避難者の受け入れ可能人数を把握しておくことが望ましい。
- 居住スペースとなる諸室の家具（机、椅子）は、数か所にまとめて保管することが公立的であり、保管のためのスペースを想定しておくことが望ましい。
- 避難者の日常生活に必要な、洗面、トイレ、更衣、シャワー、炊事、洗濯等については、既存施設の災害時における使用の可否を検討することが重要である。また、必要に応じて、これらを仮設するための場所を想定しておくことが望ましい。

- 運営本部やミーティング、救護等のための運営スペースとしては、事務室、職員室、保健室などの管理関係所室や会議室等の利用が想定される。運営スペースは、可能な限りまとまったエリアに設定し、避難者の生活エリアとは可能な限り明確に区分することが望ましい。
- 救援物資の配給のためのスペースや情報伝達のための掲示・連絡スペースは、ロビーや屋内運動場の入り口、ピロティなど在宅避難者の利用も考慮した位置に設置することが望ましい。また、避難者と在宅避難者の動線を分けることは、物資の配給時等の混乱を避ける上で有効である。
- グラウンドの利用に関しては、仮設設備、炊き出し等に必要なスペースや支援物資の搬入車両・緊急車両の校舎への経路を確保した上で、地域住民に開放する範囲を設定することが望ましい。
- インフルエンザなど感染してしまった避難者に対して、優先的に個室を開放し対応することが重要である。また、出入り口のある階や障害者用トイレの近くの居住スペースは、要配慮者に対して優先的に開放するよう配慮することが望ましい。

(学校施設利用計画の例)



5. 地域コミュニティの拠点としての施設整備

- 学校は、将来を担う子供たちの大切な学習の場であるとともに、地域住民にとっても身近な公共施設である。このため、地域住民が日頃から学びやスポーツに親しむことのできる施設、異世代間の交流を深める場、地域の祭りや行事の舞台など、防災機能だけでなく地域のニーズに応じて様々な機能を発揮することが期待されている。
- このように、地域コミュニティの拠点、命を守る防災拠点としての役割を果たすなど、地域の様々なニーズに柔軟に対応した学校施設の整備を進めていくことが、地域コミュニティの強化につながり、地域の防災力の強化にもつながっていく。このため、地域コミュニティの拠点としての学校施設の整備は極めて重要である。
- 例えば、学校施設と地域の図書館や公民館等との複合化や、地域開放の積極的な実施により、子供のいない世帯や子供が独立した高齢者世帯にとっても、日頃から学校に行く機会を作ることが重要である。
- なお、地域コミュニティの拠点や防災拠点としての学校施設の整備を検討するに当たっては、施設の集約化は様々な機能の集約といったメリットがある一方で、防災機能を一か所に集約させた場合、万が一当該施設が被災した際に地域の防災機能が失われることや、地域によっては施設への避難距離が長くなり、避難に困難が生じる可能性があること等についても考慮し、地域の状況に応じ、機能を分散して整備することを検討することが重要である。
- 地域の公民館との複合化による畳スペースの設置や、屋内運動場の地域開放のためのシャワーの設置など、避難所としての機能の向上も併せて行うことが望ましい。

6. 地域内の防災機能の分担

- 学校単独で地域の防災機能を全て確保することが困難な場合には、学校間や他の公共施設との間で機能分担を行うことが重要である。地域の実情に応じて、防災部局、学校設置者、学校、自主防災組織等の関係者が連携し、創意工夫することが望ましい。
- 例えば、隣接する小中学校が避難所となる場合に、どちらか一方のグラウンドや体育館は教育活動のために空けておくことや、学校のみで想定避難者数分の備蓄を確保できない場合に、災害初日分の備蓄のみを学校に蓄えておき、それ以降は市町村や都道府県の防災倉庫から搬送するなど協力体制をあらかじめ確保しておくことが重要である。
- また、教育機能を早期再開するために、災害発生から一定期間経過後は公民館等他の公共施設に避難所を統合する計画を、市町村の防災担当部局と学校設置者があらかじめ策定しておくことや、避難者が自らの状況に合った避難所への円滑な避難を可能にするために、どの避難所にどのような機能があるかを積極的に地域に周知しておくことも有効である。

事例掲載予定

7. 地域の避難所となる学校施設の防災機能の強化と防災教育との連携

- 地域の避難所となる学校施設の防災機能を高めることは、地域全体の防災力を高めることにつながる。このため、防災機能を備えた学校施設を整備するプロセスにおいて、地域住民や児童生徒の意見も取り入れつつ整備を進めることが望ましい。
- 避難所としての防災機能を備えた学校施設は防災教育のための実物大の教材でもあり、当該施設を使って継続的に防災訓練を行うことが重要である。
また、地域住民も含めた防災訓練の場として日頃から活用することが地域の防災力の向上に役立つ。
例えば、避難所となった場合における学校施設利用計画を用いて、各諸室の役割を認識しつつ、避難所運営訓練や炊き出し訓練などを行うことが有効である。
- どのような考え方で避難所となる学校施設の防災機能を整備したかを児童生徒に伝えることは、防災意識を高めるとともに、防災への意識を次の世代に伝えていく上で、極めて重要である。このため、防災教育の場において学校と地域住民が連携して児童生徒に伝えることや、整備の目的や施設の特徴を表示するなど、地域全体で防災意識を伝承していく取組が重要である。
- 避難所として指定された学校施設については、児童生徒はもとより保護者や地域住民にわかりやすく避難所である旨を学校施設に表示しておくことが重要である。また、日頃から地域において想定される災害の危険性について認知できるよう、学校要覧や学校ホームページなどに学校敷地の立地や建物の情報（標高、海岸や河岸からの距離、耐震化の状況）や避難所に関する情報（指定されている学校施設、収容可能人数、提供可能な支援内容、設備内容、施設利用計画等）を明記することも有効である。
- 災害時の避難所運営を円滑に行うためには、地域住民を含む関係者が十分な協議を行い、運営体制、運営方法、連絡・参集体制、自主防災組織やボランティア組織との連携方法等を具体的に定めた実践的な避難所運営マニュアルを作成しておくことが必要である。特に、発災直後の初動期や避難所開設が長期化した場合の具体的な運営方法や役割分担についても十分な取り決めを行い、マニュアルに盛り込んでおくことが望ましい。
- 学校機能の早期再開のためには、教職員が授業再開準備業務に専念できる体制への移行が必要であり、その際の避難所運営方法や役割分担について、事前に関係機関等で協議を行い、避難所運営マニュアルに位置づけておくことが望ましい。



地域住民と中学生による避難所運営訓練
(宮城県南三陸町立歌津中学校)

8. 特別支援学校特有の留意点

災害発生時には、特別支援学校は以下の2通りの利用が想定される。

①特別支援学校において、被災した児童生徒及びその家族が過ごす。

②市町村が、バリアフリー化の状況や職員の配置など福祉避難所としての機能を評価し、特別支援学校を福祉避難所として使用する。

これらの利用を踏まえ、以下のことについて留意することが重要である。

- ・ 特別支援学校にある一定規模以上の新築の建築物は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、バリアフリー化を図ることが義務づけられている。同法の趣旨を踏まえ、既存の建築物においても、児童生徒等の円滑な移動のため、バリアフリー化を進めておくことが重要である。
- ・ 特に、トイレについては、洋式便器を設置するとともに、トイレを単にバリアフリー仕様とするのみならず、更衣やおむつ替え等の機能も備えた多機能トイレとすることが望ましい。また、必要に応じて、紙おむつやおしりふきも備蓄しておくことが望ましい。
- ・ 医療的ケアが必要な児童生徒が在籍している場合は、停電時にも医療器具が使えるよう非常用発電機を設けておくことが重要である。
- ・ 児童生徒それぞれの状態に応じた非常食・常備薬等を準備することが重要である。非常時用の必要物品の入ったリュックサックを保護者に依頼して学校に準備してもらい、このため、これらを保管しておくための十分なスペースを確保しておくことが望ましい。

<福祉避難所となる場合>

福祉避難所とは、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のために、特別な配慮がなされた避難所のことである。

- ・ 福祉避難所を指定する場合は、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成 25 年 8 月 内閣府（防災担当））」において、耐震性、耐火性の確保に加え、天井等の非構造部材の耐震対策が図られ、バリアフリー化された施設を指定することが適切であること、また、生活相談職員（要配慮者に対して生活支援・心のケア・相談等を行う上で専門的な知識を有する者）等の確保という観点から特別支援学校の施設を活用することが適切であるとされている。
- ・ 福祉避難所として機能するために必要な施設整備や物資・器材の備蓄については、「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン（平成 20 年 6 月）」に定められているので、これを基本として対応することが重要である。

■福祉避難所設置・運営に関するガイドライン（平成 20 年 6 月）抄 福祉避難所の施設整備

□都道府県、市区町村は、施設管理者と連携し、当該施設が福祉避難所として機能するための必要な施設整備を行う。

- ・段差の解消、スロープの設置、手すりや誘導装置の設置、障害者用トイレの設置など施設のバリアフリー化
- ・通風・換気の確保
- ・冷暖房設備の整備
- ・情報関連機器(ラジオ,テレビ,電話,無線,ファクシミリ,パソコン,電光掲示板等)
- ・その他必要と考えられる施設整備

◆実施にあたってのポイント・留意点

○在宅酸素療法を必要とする呼吸器機能障害者などを受け入れる場合は、電源の確保が必要である。また、介護、処置、器具の洗浄等で清潔な水を必要とすることから、水の確保が必要である。

○避難所において、要配慮者の不安を取り除くとともにニーズを把握するためには、情報を確実に伝達したり、コミュニケーションを確保することが重要となる。要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるように、多様な情報伝達手段を用意することが必要であり、最低限、ラジオとテレビ、筆談用の紙と筆記用具を準備しておくとともに、文字放送対応テレビやファクシミリの確保にも努める。

■福祉避難所設置・運営に関するガイドライン（平成 20 年 6 月）抄 物資・器材の確保

□都道府県、市区町村は、施設管理者と連携し、当該施設が福祉避難所における必要な物資・器材の備蓄を図る。

【物資・器材の例】

- ・介護用品、衛生用品
- ・飲料水、要配慮者に配慮した食料、毛布、タオル、下着、衣類、電池
- ・医薬品、薬剤
- ・洋式ポータブルトイレ、ベッド、担架、パーティション
- ・車いす、歩行器、歩行補助つえ、補聴器、収尿器、ストーマ用装具※、気管孔エプロン、酸素ポンペ等の補装具や日常生活用具等

□都道府県、市区町村は、物資・器材の備蓄のほか、災害時において必要とする物資・器材を速やかに確保できるよう、物資・器材の調達先リストを整備し、災害時に活用できるようにしておく。また、関係団体・事業者と協定を締結するなどの連携を図る。

◆実施にあたってのポイント・留意点

○物資・器材の備蓄については、災害発生当初の段階ですぐに物資・器材を調達することは困難であると想定されることから、一定程度の備蓄に努めることとし、あわせて災害時において速やかに調達できるよう、協定締結など事前対策を講じておく。